行財政改革特別委員会資料

令和４年6月7日

企画部企画調整課

組織体制に関すること

１．令和４年度の組織

|  |
| --- |
| 組織名称 |
| 企画部 | 企画調整課、財政課、施設整備課、広報広聴課、情報推進課 |
| 総務部 | 総務課、人権啓発課、人事課、経理課、税務課、新庁舎整備課 |
| 地域振興部 | 地域活動課、戸籍住民課、商業・ものづくり課 |
| 文化スポーツ振興部 | 文化観光課、スポーツ推進課 |
| 子ども未来部 | 子ども育成課、子ども家庭支援センター、子育て応援課、保育課、保育支援課 |
| 福祉部 | 福祉計画課、障害者施策推進課、障害者支援課、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、生活福祉課 |
| 健康推進部 | 健康課、国保医療年金課 |
| 品川区保健所 | 生活衛生課、保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター |
| 都市環境部 | 都市計画課、住宅課、木密整備推進課、都市開発課、建築課、環境課 |
| 品川区清掃事務所 |
| 防災まちづくり部 | 土木管理課、道路課、公園課、河川下水道課、防災課 |
| 会計管理者（会計管理室） |
| 教育委員会事務局 | 庶務課、学務課、指導課、教育総合支援センター、品川図書館 |
| 区議会事務局 |
| 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員事務局 |

２．複数所管による連携案件

（１）重層的支援体制整備事業

　　　①事業概要

・社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が令和３年４月に施行。

・既存の相談支援等の取組みを活かし、子ども、障害、高齢、生活困窮など分野別の支援体制では対応困難な複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

　②区の検討状況

　　　・令和３年度は、関係所管（福祉部、子ども未来部、品川区保健所等）で会議体を設け、各所管で実施している相談やケース対応の体制確認を行うとともに課題の洗い出しを行った。

　　　・令和４年度は、関係所管で具体的な困難事例の検討を行う。

（２）こども家庭庁

　　　①概要

　　　・こども家庭庁では「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の３部門による組織体制により、子どもに関する政策の総合調整権限を一本化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的支援を実現する。

②区組織との関係

・包括的支援の「困難な状況にあるこども支援」「こどもの安全」「こどもの居場所」等は、子ども未来部、福祉部、品川区保健所、教育委員会など複数の所管が関係する。